

第1回検討会議事概要

第1回検討会における主な意見 ①

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の整理

- 高齢者は身体の状態も変わるが、購入の場合、状態に合わない福祉用具の交換を勧めても継続する可能性があり、転倒や状態悪化のリスクも生じる。状態に合ったものに変更できるのは、貸与の利点である。
- 人的サービスが中心の介護保険の中で、福祉用具に要する介護給付費は全体の3%程度だが、居宅介護支援に続いて利用している人が多いことを考えると、福祉用具が在宅で果たしている役割は大きい。
- 給付費抑制の観点から貸与と販売の在り方について、検討を深めることは重要であり、メンテナンスの必要性の低い品目、要介護度に関係なく給付対象となっている廉価な品目は、販売への移行を考える必要がある。利用者の意向や負担の状況等を踏まえて、貸与と販売の選択制も検討の余地があるのではないか。
- 特定福祉用具販売における修理、交換、メンテナンスについて、貸与から販売への移行とは関係なく、一定の統一的な基準があってもよいのではないか。
- 現状の貸与で効果が見られている中、仮に貸与から販売に移行してケアマネジメントやモニタリングが行われない場合に、貸与と同等の効果が得られるにはどうすればよいかが課題。

ケアマネジメント

- ケアプランには介護保険サービス以外のインフォーマルサービス等も含まれるので、利用している介護保険サービスが福祉用具貸与のみでも、必ずしも単独のサービスとは限らない。
- 実際のモニタリング場面以外にも、利用者の状況等を踏まえ、細かな連絡調整を行い、変化があった場合には随時迅速に対応できるように準備をしておき、福祉用具貸与のみだからといって、業務負担が一概に少ないとは言えない。

第1回検討会における主な意見 ②

ケアマネジメント（続き）

- アセスメントからモニタリングに至るケアマネジメントプロセスについては、これに関する専門的知識、技能、価値、倫理に関する評価を受け、養成された専門職が実施すべき。
- 介護報酬に差を設けることも考えられるが、福祉用具貸与のみの場合は介護報酬を引き下げるとした場合、必要性が不明な居宅サービスも加えてしまうという悪いインセンティブが働く可能性もある。

販売も含めた適正化施策

- 平成16年に策定された福祉用具の選定の判断基準について、策定以降に追加された福祉用具もあるので、見直しは適正化の方策の一つになり得る。
- 退院時、住宅改修工事が間に合わない等で暫定的に手すりの貸与を行うこともある。住宅改修工事に移行できる工事の部分は限定的で、賃貸物件などで工事ができない住居もあり、手すりの貸与給付は増えてしまう。
- 福祉用具が状態に合っていない方に給付されてしまうと、状態の悪化を招くことになるので、アセスメント、選定相談、適合確認、モニタリングが適正かどうかが問題であり、必ずしも販売が適正とは限らない。
- 介護保険法施行時より、福祉用具の種類や量が増えてきたが、既に給付対象となっている福祉用具の種目や種類についても、一定期間が経過した場合には対象として適切かどうか再評価すべきではないか。

第1回検討会における主な意見 ③

安全な利用の促進、サービスの質の向上

- 福祉用具の重大な事故を防ぐには、製品（ハード）と使用方法（ソフト）、両面の対策が必要。特にソフト面の事故情報をどのように収集するのか。ヒヤリ・ハットの情報収集・公表・研修等も構築すべき。
- 事故情報が末端の福祉用具事業者や福祉用具専門相談員にまで行き渡るとともに、保険者も把握の上連携できるようにするため、事故防止、安全利用のための情報の提供体制は十分に検討すべき。
- 計画やサービス提供等に際して、適切な評価のためPDCAを担保する具体的な仕組みの導入等が必要。
- 福祉用具専門相談員の質の向上のため、制度・商品の知識、事故情報等に関する現任研修の制度化が必要。

今後の検討にあたっての視点 等

- 創設当時と比較すると要支援、要介護1の方々は、軽度認知症の者や後期高齢者も増加しており、骨粗鬆症の問題等で、福祉用具を使う際に、制度改正により変化が起こる可能性もあるので、慎重な議論が必要。
- 保険料負担は制度創設時から3.2倍上昇し、被用者保険財政の圧迫の要因であり、制度の持続可能性も含め議論することが必要。
- 介護保険制度の基本理念である高齢者の自立支援、利用者自身の選択、予防重視、在宅重視という基本理念は変わることはないが、社会保障制度として公平と機会均等は担保されなければならない。
- 販売への移行により、財政面のみならず、家庭や社会的全体の負担がどのように変化するのか検証が必要。